

【前プラン H23年度～R2年度】				【次プラン R3年度～R4年度】			
項番		見出し	変更区分 網掛け=変更なし	項番		見出し	主な変更理由等
大	中			大	中		
		本プランの性格	修正			本プランの性格	本プランと座間市市政運営指針や座間市教育大綱、前プランとの関係性や、今回の計画期間を2年間とする根拠を示す。
I		座間市の社会教育（生涯学習）のあゆみ	修正	I		座間市の社会教育（生涯学習）のあゆみ	平成24年度以降の経過を追加
II		前生涯学習プランの総括	削除				前プランの総括は、次プランと合わせて令和5年度以降用の新プラン作成過程で総括するため。
III		生涯学習推進の目標と基本方針、基本施策		II		生涯学習推進の目標と基本方針、基本施策	
	1	座間市生涯学習推進基本体系	修正	1		座間市生涯学習推進基本体系	①第四次座間市総合計画の方針を継承する座間市市政運営指針（R3～R4年度）に変更 ②次の関係性を誤解なく表すために図の表し方を修正 ・教育大綱は総合計画（市政運営指針）の直接的な下位計画ではない。 ・基本方針・基本施策は生涯学習プランの構成要素である。
	2	生涯学習の推進目標	修正	2		生涯学習の推進目標	・「標語」と「推進目標」という二重定義を整理 ・新型コロナウイルス感染症などの感染症対策をしつつ事業を実施することを追加
	3	基本方針と基本施策		3		基本方針と基本施策	
	(1)	市民が主役となる生涯学習御推進		(1)		市民が主役となる生涯学習御推進	
	①	多様な学習機会の提供		①		多様な学習機会の提供	
	②	図書館等を使った「調べ学習」の推進	修正	②		図書館等を使った「調べ学習」の推進	図書館の個別計画の名称を最新に変更
	③	市民のスポーツに親しみ、健康づくりに取り組めるような機会の充実	修正	③		市民がスポーツに親しみ、健康づくりに取り組めるような機会の充実	「市民のスポーツに親しみ」を「市民がスポーツに親しみ」に変更
	(2)	地域に根差した生涯学習の推進		(2)		地域に根差した生涯学習の推進	
	①	地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供	修正	①		地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供	「コミュニティセンターとの連携」を削除
	②	市民の自主企画による学習機会の提供	修正	②		市民の自主企画による学習機会の提供	現在は、講座企画力向上研修の実施という直接的な啓発ではなく、市民自主企画講座開設の支援を通して学習活動を推進することに變更
	③	市民文化推進への支援、郷土の自然・文化遺産の保護・継承とその活用による個性豊かな文化・芸術の創造		③		市民文化推進への支援、郷土の自然・文化遺産の保護・継承とその活用による個性豊かな文化・芸術の創造	
	(3)	現代的課題に対応した生涯学習の推進		(3)		現代的課題に対応した生涯学習の推進	
	①	現代的課題に対応する学習機会の充実	修正	①		現代的課題に対応する学習機会の充実	現代的課題に「SDGs」を追加
	②	市民大学等の充実	修正	②		市民大学等の充実	取り扱いがない「放送大学等と連携」を削除
	③	男女平等教育の推進	修正	③		男女平等教育の推進	男女共同参画に関する計画の名称を最新に変更
	(4)	豊かな心を育む家庭教育の推進	修正	(4)		豊かな心を育む家庭教育の推進	現状に即した表現に変更
	①	家庭教育関連事業の充実		①		家庭教育関連事業の充実	
	②	乳幼児を持つ親・保護者への学習支援の推進		②		乳幼児を持つ親・保護者への学習支援の推進	
	(5)	未来を築く児童・生徒、若者に対する居場所の確保や学習支援の推進		(5)		未来を築く児童・生徒、若者に対する居場所の確保や学習支援の推進	
	①	児童・生徒、若者に対する支援の充実		①		児童・生徒、若者に対する支援の充実	
	②	青少年の芸術・文化活動への支援の充実		②		青少年の芸術・文化活動への支援の充実	
	(6)	高齢者の生きがいや障がい者に対する生涯学習の推進	修正	(6)		高齢者に対する生涯学習の推進	「生きがい」は高齢者だけに該当するのではないため削除、障がい者への支援を分離
	①	高齢社会に対応した学習方法の開発と実践	修正	①		高齢化社会に対応した学習方法の実践	前期で市民に利用が定着した「ぞま生涯学習宅配便」（職員による出前講座）を次期はさらに活用
	②	障がい者に対する支援の充実	修正	②		障がい者に対する支援の充実	高齢者への支援と障がい者への支援を分離【新規 小項番】
	(7)	学習関連機関及びコミュニティ関連機関との連携による生涯学習の推進		(8)		学習関連機関及びコミュニティ関連機関との連携による生涯学習の推進	補足：上記のように障がい者への支援を新規小項番として挿入したため、以降の各小項番が1つ繰上がるが、この表中の変更区分では修正扱いしない。
	①	地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供（再掲）		①		地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供	
	②	市民大学等の充実（再掲）		②		市民大学等の充実	
	③	児童・生徒、若者に対する支援の充実（再掲）	修正	③		児童・生徒、若者に対する支援の充実	大項番3「基本方針と基本施策」の前半で詳細を説明済みのため記載を省略
	④	障がい者に対する支援の充実（再掲）		④		障がい者に対する支援の充実	
	⑤	関連機関との連携による生涯学習の推進	修正	⑤		関連機関との連携による生涯学習の推進	福祉施設、民間のスポーツ施設等とは計画期間中に連携を実現できないが、地域団体とは連携可能と判断
	(8)	学習活動の支援体制の充実		(9)		学習活動の支援体制の充実	
	①	学習情報提供・相談体制の充実	修正	①		学習情報提供・相談体制の充実	（詳細ア）学習情報の収集方法の記載を削除（サポートセンターとの連携については現状に合わせて、改めて調整が必要とされるため）
	②	人材の確保・育成		②		人材の確保・育成	
	③	生涯学習に関わる機関の職員体制の充実	修正	③		生涯学習に関わる機関の職員体制の充実	（詳細ア、ウ）職員体制の充実について、項目を整理
	④	生涯学習施設の整備	修正	④		生涯学習施設の整備	情報通信機器の設置については計画期間中の実現は難しいと判断
	⑤	学校施設の開放		⑤		学校施設の開放	
	⑥	新たな学習施設の整備	修正	⑥		新たな学習施設の整備	次期に具体的な検討が決まっているものの記載だけを残す
	(9)	学習成果の評価システムの確立	修正	(10)		学習成果の評価システムの実施	前期に確立した評価システムを適切に実施するという考えで変更
	①	社会教育委員会議、公民館運営審議会による事業評価の実施		①		社会教育委員会議、公民館運営審議会による事業評価の実施	
	②	市民の意見、要望などの施策への反映	修正	②		市民の意見、要望などの施策への反映	市民の需要を把握する手段の例示から「シンポジウム」を削除。コロナ禍でシンポジウムは開催しにくい。
	(10)	庁内推進体制の確立	修正	(11)		推進体制の確立	推進体制は前プラン期間中に確立済み。庁内外の組織により推進するため「庁内」を削除 推進会議は、前プランの期間中に設置した。今後は、分野をまたがる案件があるときは調整するために開催する。
	①	生涯学習推進会議の設置	修正	①		生涯学習推進会議の開催	事業担当課は施策事業の進行管理し、生涯学習推進主幹課（現：生涯学習課）は全体の進行状況を把握する。なお、社会教育委員会議、公民館運営審議会等の関わり方は変更しない。
	②	進行管理	修正	②		進行管理	
まとめ			削除				生涯学習推進において目指すものは、前期と変わらないため、まとめを別に作成する必要はない。